

# 福山大学動物実験安全倫理部会規則

平成22年4月1日制定 規則第82号

平成24年4月1日改正

平成31年2月27日改正

## (趣 旨)

**第1条** この規則は、福山大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生が動物を用いた実験を行う場合に、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」並びに内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成19年6月1日）」の趣旨に沿って、愛護精神に則り適正な実施と管理をするために、福山大学研究安全倫理委員会規程第15条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## (設 置)

**第2条** 前条に規定する目的を達成するために、本学に福山大学動物実験安全倫理部会（以下「動物部会」という。）を置く。

## (所掌事項)

**第3条** 動物部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福山大学研究安全倫理委員会からの動物を取り扱う研究計画の諮問と答申（審査）に関する事。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関する事。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取り扱い並びに関係法令等に隠する教育訓練の内容又は体制に関する事。
- (5) 自己点検・評価に関する事。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関する事。

## (組 織)

**第4条** 動物部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等又は実験動物に関する専門分野の教員 6名

(2) 遺伝子組換え生物安全管理部会長

(3) その他学長が必要と認める者

2 前項第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

**第5条** 動物部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、委員の中から学長が指名した者とし、動物部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、部会長が指名した副部会長が、その職務を代行する。

(議事)

**第6条** 動物部会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議決は、出席委員全員の合意を原則とする。

(審査の基準)

**第7条** 動物部会は、審査に当たっては福山大学動物実験管理規則に従って行うものとする。

(意見の聴取)

**第8条** 動物部会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

**第9条** 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なくして漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(保存)

**第10条** 動物部会における審査の経過及び審査結果の記録は、10年間保存するものとする。

(公開)

**第11条** 動物部会の運営に関する事項、委員の氏名、委員の構成及び議事要旨は公開するものとする。ただし、実験等の独創性の保護に支障が生じるおそれのある部分は、動物部会の議を経て非公開とすることができます。

(庶務)

**第12条** 動物部会の庶務は、関係部局の協力を得て、総務部企画・文書課において処理する。

附 則

この規制は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。